

最高裁秘書第1939号

令和3年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣3人の裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年12月11日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第5号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）